組織改革の在り方について

平成 17 年 12 月 12 日 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議

年金運営新組織が国民の信頼を回復し、再出発するためには、 業務改革、職員の意識改革及び組織改革を一体的に成し遂げてい くことが不可欠である。

新組織実現会議においては、これまでに、

- ① 新組織発足までの間に、もう一段の業務改革を推進するための「業務改革プログラム」
- ② 職員の意識改革を徹底するための基盤となる「新人事評価制度」

について、とりまとめを行ったところであり、今後、引き続き、 これらの実施状況・試行状況についてフォローアップを行う。

組織改革については、

- ① 社会保険庁を事実上解体し、年金運営新組織を設置するものであり、これまでの社会保険庁における組織の構造問題を一掃することのできる組織改革が必要であることから、前例にとらわれない新しい組織を実現することが必要であること、
- ② 全国民の強制加入を前提として、国民に対して、超長期にわたり保険料納付と年金受給の約束を守らなければならないという、他に例のない公的年金制度の特性を踏まえることが必要であることにかんがみ、

特別な位置づけと新しい構造・機能等を備えた年金運営新組織を 実現することとし、これらの事項を適切に盛り込んだ組織改革の ための法案をとりまとめることが必要と考える。

- 1 年金運営新組織の法律上の位置づけ・名称
 - 年金運営新組織については、公的年金に対する国民の信頼 を回復するため、名実ともに国の新たな行政組織として再出 発することが重要であり、また、以下のとおり、外部人材の

登用による「年金運営会議」や「特別監査官」といった新しい構造・機能等を備えたものとなることから、国家行政組織 法に定める「特別の機関」とすることが適当である。

- その際、公的年金の運営という、国家として重要な極めて 大きなまとまりのある実施事務を円滑に遂行することができ るよう、内部部局から一定の独立した位置づけを有するもの にするとともに、組織の重要性に対応した責任ある体制を確 保することが必要である。
- また、年金運営新組織の名称については、ブロック機関及び第一線機関の名称と併せて、年金の運営を行う組織である ことを端的に示すものとすることが必要である。

2 年金運営新組織の構造・機能

(1) 意思決定機能

- 組織の意思決定に関しては、責任の所在を明確にすることが重要であり、新組織の長が重要事項を決定するに際し、 年金運営会議の「議を経なければならない」とする先行有 識者会議の結論に即して、新組織としての最終的な意思決 定権は長に属するものとしつつ、長は、年金運営会議の審 議を最大限尊重しながら意思決定を行うとともに、会議の 運営方法においても、その趣旨に十分留意しなければなら ないものとする。
- O したがって、年金運営会議の審議結果は、事実上、長の 意思決定を強く拘束するものであり、年金運営新組織の意 思決定は、国民の意向に沿ったチェックが行われ、国民の 意向を十分に反映する仕組みであることを明確に示す観点 からも、年金運営会議について、従来の審議会とは異なる 新しいタイプの意思決定補助機関として、法律上位置づけ ることとする。

〇 年金運営会議の構成員については、審議事項や新組織の 業務内容に即した分野の専門家とすることが必要であり、 また、長の最終的な意思決定を補助するという性格から少 数とすることが望ましいことから、長のほか、年金制度、 組織統治、サービス改善、料金徴収、システム等に精通し た専門家4名程度による構成とする。

なお、これらの構成員については常勤・非常勤を問わず、 ふさわしい人材を確保することを重視しつつ、少なくとも 1名は常勤とする。

○ 一方、運営評議会については、年金受給者や年金保険料 負担者等の意向を、新組織の事業運営に十分反映させるた めに設けるものであり、自由活発な意見聴取を十分に行う ことができるよう、構成員や在り方を随時、見直しながら、 その時々の状況に最も適した効果的・弾力的な運営を図る ことができるものにする。

また、地域ごとにも運営評議会的な意見聴取の場を設け、 年金受給者や年金保険料負担者等の意向を重層的に反映す ることができる仕組みとする。

こうした観点から、年金受給者や年金保険料負担者等の 意向を、新組織の事業運営に十分反映させるとの精神につ いて、法律上明記する。

(2) 監査機能

- 特別監査官については、十分な内部牽制体制を確立する ためのものであり、新組織が国民の信頼を回復する上で重 要な要素であることから、専門性の高い外部専門家を配置 することについて、新組織の長の法律上の義務として位置 づける。
- また、客観性・公平性が求められる監査業務を遂行する ためには、内部組織から一定程度独立した地位を与えることが必要であり、特別監査官は、①年金運営会議に出席し、 意見を述べることができること、②新組織の長に対して、 年金運営会議の招集を求めることができること等の権限を

付与するとともに、新組織の長直属とすることを法令上位 置づける。

〇 特別監査官は、会計監査担当及び業務監査担当(個人情報管理監査担当を兼ねる)の2名とし、会計監査担当については公認会計士、業務監査担当については企業経営、企業の内部監査、経営コンサルティング等に精通した専門家とする。

また、特別監査官を補佐する特別監査官補佐については、 それぞれの担当ごとに2名の外部専門家を配置する。

なお、特別監査官については常勤・非常勤を問わず、ふ さわしい人材を確保することを重視することとし、特別監 査官補佐については常勤とする。

〇 現在、監査担当組織については、会計監査と業務監査により分離されているが、特別監査官等の指揮の下に、会計 監査と業務監査が有機的に連携しつつ、円滑に監査実務を 遂行することができるよう、監査担当組織の一元化を図る。

(3)業務執行機能

- 〇 職員が意欲を持って保険料の収納率の向上、サービスの 改善等に取り組むことができるよう、能力主義・実績主義 に立った新人事評価制度の円滑な実施を図る。
- 組織の閉鎖性を解消し、活性化を図るため、他省庁や民間企業から専門人材を積極的に受け入れるとともに、質の高い業務執行に資するための研修の徹底や他機関との人事交流の推進を図る。

(4) 新組織と企画立案部局との関係

○ 業務運営上の観点から制度の改正が必要と認めた場合に おける「新組織の長の厚生労働大臣への提案」及び業務運 営に影響を与える制度改正事項に係る「新組織の長の意見 の聴取・尊重」については、持続性の確保された具体的な 実行上のルールを確立することにより、新組織と年金制度の企画立案部局との十分な連携を確保する。

3 職員の新組織への移行

○ 年金運営新組織が、従来の組織への真摯な反省に立ち、真に国民の信頼を回復できるものとして再出発できるよう、法律上、新組織の職員は年金運営業務を遂行するにふさわしい厳正な服務の宣誓を行わなければならないことを規定するなど、新組織への職員の移管に関する適切な措置を講じる。

4 その他

- 組織改革法案については、国民の信頼に足る新たな組織として再出発することを明確にする観点から、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の業務運営の基本等を定めるとともに、それに則った新組織を設置することを明らかにするための新たな単独立法としてとりまとめることが適当である。
- 〇 また、組織改革と併せて、保険料の収納対策、国民サービスの向上、業務運営の透明化等の業務改革をより一層推進するため、国民年金法、厚生年金保険法等の関係法律の整備法案をとりまとめることが必要である。